

基本仕様書

愛知県（以下「甲」という。）が主催する「介護技術コンテスト」を開催するために必要な企画・運営及びこれに付随する業務一式を受託者（以下「乙」という。）に委託し、実施する。

1 業務名

令和8年度「介護技術コンテスト」開催事業委託業務

2 業務目的

介護職員における各個人の介護技術に着眼し、資質の高い職員がキャリアアップの一助として、介護技術コンテストを開催し、個人という最小単位でのサービスの質の確保及びサービスの質の底上げを図る。また、各介護従事者がもつ介護技術を披露し、評価を受けることで、介護従事者のモチベーションを高めるとともに、介護には何が必要か、どのような心得が必要かを出場者以外の介護従事者や一般県民にもPRし、関心を喚起することにより介護の仕事の理解を促進し、介護人材のすそ野の拡大を図る。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) コンテストの企画設計

① 日時

ア 年月日

令和8年11月11日の「介護の日」関連イベントとして開催する予定であるため、「介護の日」を除いた11月中の開催が望ましい。

イ コンテスト開催時間

午後0時30分から午後4時まで（予定）

② 会場

名古屋市内で、200人以上収容可能な交通の利便性がよい会場で、かつ後述の⑤に掲げる内容を実施することのできる場所とする。

③ 対象者

ア 介護従事者、関係者等（コンテスト出場者、コンテスト出場者以外の介護従事者、介護福祉士養成校等の学生等）

イ 一般県民

④ 参加費

すべて無料

⑤ 開催内容

ア 介護技術コンテスト

a 実施方法

介護の現場で介護職員が培ってきたスキルを競い、その技術の高さや専門性について優劣をつけるため、トーナメント又はその他適切な形式で実施する。

b 審査方法

第1次審査（書類審査）で介護者としての役割を理解しているか等の確認を行い、10名程度に絞り込んだうえで、第2次審査（実技審査）を実施すること。

なお、応募者数が10名程度に満たない場合は、第1次審査（書類審査）は実施しないこととする。

c 第2次審査（実技審査）（接遇能力を含む）

要介護者に対する入浴介助・食事介助・排泄介助・認知症ケア等、実際の介護の現場で必要になる状況を想定した課題を設定すること。

また、審査の際には、厚生労働省「介護職員資質向上促進事業」介護プロフェッショナルキャリア段位制度における実践的スキルの評価基準等を参考にするなど、分かりやすい基準を用いること。

その他、出場者が披露する介護技術の様子を、来場者が容易に確認できるように競技中の映像を会場スクリーンに投影すること。

なお撮影については、出場者の表情や細かい身体の使い方などが確認できるよう可動式カメラで撮影を行うこと（固定式カメラの併用可）。

d 出場者の募集

出場者の募集にあたっては、「コンテスト開催時に介護事業所又は医療機関で業務に従事しており、かつ〇〇年以上の介護に係る実務経験を有する者」等の条件を付することとし、他の介護職員の模範となる介護技術を有する個人とすること。

イ PR活動

広報についてはマスコミ媒体の使用やSNSを活用するなど、介護保険事業者だけでなく、一般県民、介護福祉士養成校等の学生にもPR効果の高いものとし、費用対効果の観点も含めて手法を検討すること。

なお、上記広報とは別にPR活動に使用するチラシ2種類及びポスター（いずれも愛知県のロゴマーク（次のイラスト）入り）を必要部数（チラシ2種類を計4000部以上、ポスター300枚以上）作成すること。

作成したチラシ及びポスターについては、甲及び甲が指定した先（5箇所程度を予定）に、甲が指定する形状（三つ折り、十字折等）で納品すること。

またチラシ及びポスターの電子データを甲に提出すること。

<愛知県ロゴマーク>



⑥ 成果物

ア 「介護技術コンテスト」開催中に出場者の実技について写真撮影を行い、データを甲に提出すること。またコンテスト開催挨拶や総評、優秀な実技について映像記録したDVDを作成し、甲が指定する期日までに甲に提出すること。これらについて甲は事業の目的に従い使用できるものとする。

また撮影・編集した映像は乙の管理のもと、YouTube等の動画投稿サイトでの公開を行うこと。

なお出場者に対し、撮影した写真・動画を甲が事業のPRの為に使用することについて書面で承諾を得ること。

イ コンテストの次回開催の参考とするため、出場者、来場者に無記名方式のアンケート（コンテストの印象、評価点、改善点、その他気付いた点などを含む10問程度）を実施し、回収の上集計して甲に提出すること。ただし、イベントの性質上、入場の条件とはしないものとする。

⑦ その他

ア コンテスト出場者の募集を始めとする事業の広報、希望者からの申込受付及び問合せ等の対応については全て乙が行うこと。

乙管理のWEBサイトにおいて、事業の広報及び申込用紙等のダウンロードを行うこと。なお、甲管理のWEBサイトから乙管理のWEBサイトにリンクを行う。

イ 当事業の趣旨に賛同する企業等からの協賛は、介護の分野に関連のある企業等であること。

協賛を受ける場合は、協賛する企業等の広告と事業内容の区別を明確にすること。なお協賛を受けるにあたり、事前に甲乙間で協議を行うこと。

(2) コンテストの運営・管理・進行

- ① 会場管理者との調整
- ② コンテスト審査員（第1次審査及び第2次審査ともに少なくとも有識者を3名以上確保すること。）及びその他スタッフの確保
- ③ コンテスト出場者の募集及び選考
- ④ 会場の設営、運営、撤去
- ⑤ 全体の司会・進行
- ⑥ その他すべての業務に関する手配、管理

(3) 広報活動の実施

「介護技術コンテスト」開催周知のための各種広報・啓発活動を積極的に実施すること。

(4) 感染症対策

国及び県の示す感染防止対策に即したものとすること。

5 費用負担

本業務に関する費用については、会場使用料を含め全ての業務について、乙の負担とする。

6 その他

- (1) この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書のおりとする。ただし、本基本仕様書及び企画提案書に予定されていない事項についても、甲乙協議のうえ委託金額の範囲内で実施できるものとする。
- (2) この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。
- (3) 本業務の実施に当たっては、事前に甲と協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。
- (4) 本業務に係る実施監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (5) 乙は、事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (6) この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項によりがたい細部項目については、その都度、甲の指示を受けるものとする。